

深浦町海上花火大会 2026 出店要綱

1 主 旨

この要綱は、活力ある町づくりを目的として開催する「深浦町海上花火大会」における、出店手続き方法・基準・留意事項等を定めたものです

2 実施日時

令和8年8月12日（水） [荒天の場合15日（土）に順延]

3 会 場

西津軽郡深浦町深浦字浜町 夕陽公園

4 主 催

深浦町海上花火大会実行委員会・深浦町

5 内 容

- （1）飲食の提供
- （2）娯楽サービスの提供
- （3）その他、花火大会にふさわしいと判断されるサービスの提供

6 出 店 物

- （1）飲食物（ジュース類等のその場で消費してしまうビン類は原則不可）
- （2）主催者が適当と認めた商品

7 出 店 者

「深浦町海上花火大会」に出店できる者は、次の通りとする。

- （1）主催者が適当と認めた団体または企業

※1 大会後の片付けに必ず参加できること ※2 延期開催時も必ず参加できること

8 使用テント規格（1テント） ※西北五露天組合、キッチンカーは除く

- （1）2 K×3 K（予定）
- （2）テント付属基本備品 （希望数は別紙へ記入）
 - ① 立机（180cm×60cm）
 - ② 社名板（90cm×20cm）
 - ③ 折りたたみパイプイス
 - ④ 40W蛍光灯：1灯
 - ⑤ コンセント（容量100V1kw）：2個

9 出店料金

出店料金 1 テント：5,000円 キッチンカー（1 台）：5,000円

10 使用食器・容器等

脱プラスチックやゴミ削減の趣旨に則り、紙容器の使用や紙ストローの使用を推進すること

11 テント設置数

- （1）全体で5店舗程度の開設とする
- （2）原則として1出店者1テントとする。
- （3）出店希望多数の場合については、主催者において調整する。場合によっては出店できないことをあらかじめ承知しておくこと

12 テントの配置

- （1）テントの配置及び出店者の小間割は、主催者において決定します
- （2）主催者が設置したテント以外のテントの持込み・設置は事前に相談し協議する

13 出店の申込み

- （1）申込書提出期間 **7月14日（火）17：00まで**
- （2）申込書提出先 深浦町海上花火実行委員会

14 提出書類

出店申込書

※出店結果につきましては、7月17日（金）以降に連絡いたします。出店業者は、次の該当書類を必ず提出してください。

- （1）提供食品の概要書（保健所提出資料）
- （2）テント内レイアウト（キッチンカーは不要）
- （3）誓約書 兼 承諾書
- （4）許可営業施設とわかる許可証のコピー（事前に仕込み作業を行う場合のみ。要綱No.16 参照）

15 スケジュール

- （1）準備時間 本実行委員会の指定する時間の範囲内で行うこと（テント・電気配線設置後から）
- （2）販売時間 準備でき次第～午後9時00分まで（ただし、通電は午後1時ごろを予定しています）
- （3）夕陽公園 夜間照明消灯時刻
 - 一部消灯 午後 9時30分
 - 全消灯 午後10時00分
 - 出店者用電源供給終了 午後10時00分
- （4）夕陽公園 閉鎖施錠時刻（予定） 午後10時30分

※ 販売終了時刻の午後9時00分から速やかに片付けを開始し、午後10時00分から運搬車等を搬入、夕陽公園施錠時間の午後10時00分までにすべて片づけを終わらせること

※ 周辺の交通事情により、交通規制解除時間が変わる可能性があります

16 出店に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

食品販売や飲食の提供などを行う場合は、営業許可が必要であるため「提供食品の概要書」等を記入し保健所へ申請・提出し各店舗で許可の取得をしてください（当日、許可証のコピー持参）。
※会場では簡易な調理行為のみとすること。（仕込み作業については、会場では行わないこと）

※事前に仕込み作業を行う場所は、提供する食品を調理する能力が十分にあり、衛生的な管理が行われている食品衛生法に基づく許可営業施設であることとします。必ず許可営業施設とわかる許可証のコピーを主催者に提出してください。

※ジュース類等のその場で消費してしまうビン類は原則不可。ジャム等の持ち帰り用のビン類は可。

(2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要になります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

17 法令の遵守

(1) 出店に当たっては、関係法令を必ず遵守してください。法令を守らない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。

（適用法令）食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法、薬事法、酒税法など

18 ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

19 駐 車 場

・夕陽公園横の「関係者駐車場」に2台まで【厳守】

※駐車許可書を必ず持参してください。許可書の無い車はどのような理由があっても駐車できません

20 注意事項

- ・火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物の取扱いについては、取扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあるため、取扱いには十分に注意してください。また火気器具等を取扱う際には、テント内に必ず消火器具をご持参ください。消火器の持参がなかった場合は、出店の取り止めとなります。
- ・食中毒等の発生防止の為、提供する食品及び器具等の衛生管理の徹底をお願いします。

21 そ の 他

(1) 特に 15 のスケジュール時間は、警察から強い指導を受けていますので必ず厳守してください

(2) 出店許可証を発行しますので、主催者が確認できるよう店先に掲示してください

(3) 個人情報の取扱いについては、主催者が責任を持って管理します